

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		身体障害者手帳の交付		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
				担当者名	秋元	内線	2690
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）							
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度		● 昭和 ○ 平成 25 年度		根拠	身体障害者福祉法		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	身体障害者福祉法で定められた障がいの認定をされた者に身体障害者手帳の交付をする。 身体障がい者に対して、相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要であり、福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがあると認められた者 ・平成25年4月30日現在数：7,694人（18歳未満含） 肢体不自由：3,947人、視覚障がい：555人、聴覚・言語機能障がい：612人、内部障がい：2,580人						
内容	【身体障害者手帳区分】（それぞれ程度によって、1～6級までの等級が定められている） 肢体不自由（1～6級） 視覚障がい（1～6級） 聴覚（2～4級、6級）又は平衡機能障がい（3、5級） 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい（3～4級） 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、又は小腸機能障がい（1、3～4級） ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（1～4級） 肝臓機能障がい（1～4級） 【手帳取得目的】 手帳は、身体障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び移動の際に、経済的な負担を軽減するために取得が必要である。ＪＲ線・連絡社線を利用する場合に、本人や介護人の運賃が割引になる。移動時介護が必要な重度障がい者を一種、それ以外を二種としており、一種と二種の区分がある。 【手帳交付事務の流れ】 交付申請は、本人及び家族が障害者福祉課（福祉事務所）に対して行う。 障害者福祉課は、東京都知事（東京都心身障害者福祉センター、更生相談所）に申請進達する。 東京都知事は、障がい程度を審査し、法別表に該当すると認められたときに、手帳を発行し、福祉事務所に送付する。 障害者福祉課は、本人に交付する。（申請から交付までに約1ヶ月半の時間を要する）						
経過	憲法第13条（個人の尊厳）第14条（法の下での平等）及び第25条（国民の生存権、国の社会保障義務等）に由来する。 昭和24年 公布（施行は昭和25年4月1日） 昭和59年 「ぼうこう又は直腸機能障がい」がさだめられる 昭和61年 「小腸の機能障がい」が追加 平成10年 1月 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」が追加 平成14年 4月 障害再認定制度が実施された（1年・3年・5年：見直し期間） 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる 平成22年 4月 「肝臓機能障がい」が追加						
必要性	身体障害者福祉法に基づく事務						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）						

予算・決算額の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		0	0	0	0	0	0	0
決算額（25年度は見込み）		0	0	0	0	0	0	0
人件費等		5,551	5,506	3,665	4,360	5,081	4,957	
減価償却費					1,453	1,866	1,936	
【事務分担当】（％）		75	65	45	50	60	60	
合計（＋＋）		5,551	5,506	3,665	5,813	6,947	6,893	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		5,551	5,506	3,665	5,813	6,947	6,893	0
事項名		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
交付件数		790	805	798	852	802	863	860
年度末手帳所持者数		6,883	7,244	7,615	7,261	7,392	7,664	7,936

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	交付件数（再交付者含む）	852	802	863	860	870	-
	手帳所持者数	7,261	7,392	7,664	7,936	8,000	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	・近年、障がい者の高齢化・重度化が顕著となっており、日常生活の支援が重要となっている。 ・手帳所持者で、65歳以上が全体の6割以上を占めており、高齢者の対応が必要となてきているので、介護保険制度との連携が更に必要となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） 法定事務

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	障がい者が高齢化・重度化となっているので、日常生活支援のために、高齢関係機関、保健所等関係機関との連携を図っていく。	-
	高齢障害者の対応するため、介護保険制度との連携を持てるように、連絡会等を開催していく。	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		愛の手帳の交付		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
				担当者名	増田	内線	2 6 8 7
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）			○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 42 年度			根拠	療育手帳制度要綱、東京都愛の手帳交付要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度			法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]					
目的	知的障がい者に一貫した相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要な愛の手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としている。（法律ではなく、要綱で定められる。）国要綱では、「療育手帳」であるが、東京都では、「愛の手帳」という名称を用いている。						
対象者等	児童相談所及び東京都心身障害者福祉センター（更生相談所）において知的障がい者と判定した者 ・平成25年4月30日現在：1,235人（18歳未満含） 1度：56人 2度：264人 3度：318人 4度：597人						
内容	【手帳区分】 知的障がいの程度によって1～4度まで定められており、3歳、6歳、12歳、18歳の各時点で再判定を受ける必要がある。 （1度：最重度 2度：重度 3度：中度 4度：軽度） 【手帳取得目的】 手帳は、知的障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。 【手帳交付事務の流れ】 交付申請は本人又は保護者が、直接、東京都へ行う。 （18歳未満は、北児童相談所へ、18歳以上は、東京都心身障害者福祉センターへ申請する） 北児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターは、面接検査を行い、障害程度を判定する。 区は、交付状況について、東京都知事から連絡を受ける。 区は、本人及び保護者へ来庁依頼の通知文を送付し、各種サービスの手続きをする。						
経過	昭和42年 4月 「愛の手帳」交付開始（東京都） 昭和48年10月 「療育手帳」交付開始（国） 平成20年 4月 手帳取得判定のための巡回相談を開始 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる						
必要性	東京都「愛の手帳」交付要綱及び療育手帳制度要綱に基づく事務						
実施方法	（1直営 ） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		0	0	0	0	0	0	0
決算額（25年度は見込み）		0	0	0	0	0	0	0
人件費等		3,416	4,235	3,258	4,360	5,081	4,957	
減価償却費					1,453	1,866	1,936	
【事務分担量】（％）		40	50	40	50	60	60	
合計（＋＋）		3,416	4,235	3,258	5,813	6,947	6,893	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		3,416	4,235	3,258	5,813	6,947	6,893	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	交付件数	81	78	81	32	45	43	50
	年度末手帳所持者数	868	904	957	952	1,178	1,218	1,259

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	交付件数	32	45	43	4	-	平成25年度は4月30日現在
	手帳所持者数	952	1,178	1,218	1,235	-	平成25年度は4月30日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	精神障害者保健福祉手帳の交付		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
			担当者名	鈴木	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）			○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 7 年度		根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 4		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	5 条		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	一定の精神障がいの状態にあるものに対し、各種福祉サービスの提供に必要な精神障害者保健福祉手帳を交付し、精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加を図る。					
対象者等	精神障がいの疾患を有する者のうち、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある者（知的障がい者は除く）。 平成25年3月末日現在の手帳所持者数：1,371人（うち、1級：134人 2級：719人 3級：518人） 参考：自立支援医療制度利用者2,676人					
内容	【手帳区分】 障がいの程度によって1級～3級に区分される。有効期間は2年（更新可）。 【手帳取得目的】 日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。税の減免や、都営交通の無料乗車証、生保受給者への加算措置、NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）が受けられる。 【手帳交付事務の流れ】 申請書及び変更届の受理及び書類審査、処理簿記載 東京都へ申請書類を送付 東京都は審査後、手帳を発行し、区へ送付する 処理簿記載・点検後、手帳を申請者へ渡す 申請から交付まで、概ね2～3ヶ月を要する					
経過	平成12年 4月 保健所より手帳交付事務が障害者福祉課に移管 平成18年10月 申請書類に顔写真の提出が義務付けられる 平成20年 4月 都営交通無料バス（有効期間2年）が無料交付 平成20年10月 NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）					
必要性	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく事務である。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 経由事務のため、予算措置なし。					

予算・決算額の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		0	0	0	0	0	0	0
決算額（25年度は見込み）		0	0	0	0	0	0	0
人件費等		2,927	1,694	5,704	3,384	2,541	929	
減価償却費					2,905	933	710	
【事務分担量】（％）		70	20	210	100	30	22	
合計（+ +）		2,927	1,694	5,704	6,289	3,474	1,639	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		2,927	1,694	5,704	6,289	3,474	1,639	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	手帳所持者数(3月31日現在)	778	914	1,016	1,139	1,273	1,371	1,400

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
	手帳所持者数(3月31日現在)	1,139	1,273	1,371	1,400	-	-
	所持者数の割合 %	51	51	51	52	-	精神保健福祉手帳の所持者数 / 自立支援医療利用者数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区 ） 法定事務

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		自立支援医療（精神通院）制度等		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
				担当者名	鈴木	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）			○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 40 年度			根拠	障害者総合支援法 5 2 条、 5 3 条		
終期設定	○ 有 ● 無 年度			法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]					
目的	自立支援医療制度(精神通院)は、精神障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、費用の100分の90に相当する額を給付し、福祉の増進を目的とする。所得に応じて、月あたり負担額の上限を設定する。 小児精神医療は、小児精神障がい者の入院医療に要する費用を軽減することにより、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与する。						
対象者等	1 自立支援医療：精神疾患を理由として通院している者で東京都が認めた者 2 小児精神：精神病室での入院治療を必要とする18歳未満の者 (食事療養費のみ自己負担、承認期間1年)						
内容	自立支援医療：承認されると、個人負担は1割となる。承認期間は1年間。所得に応じて5段階の自己負担上限額の設定（負担上限月額0円～20,000円）。住民税非課税者は、区国保医療費助成が都医費助成の適用で個人負担はなし。 1 申請から承認の流れ 申請書を受理し、書類審査・処理簿記載の上東京都へ送付。 国民健康保険加入者の低所得1及び低所得2の者は、国保受給者証申請の手続き。 東京都から返送された認定結果と受給者証を申請書と照合、処理簿記載、申請者へ送付。 障害者福祉課から認定結果を国保年金課へ連絡、国保年金課は医療給付金受給者証を交付。 2 申請者は、申請書に記載した医療機関、薬局等に通う。 3 申請日から受給者証が申請者本人へ届くまでに、2～3ヶ月を要する。						
経過	平成12年4月 通院医療費公費負担制度（精神保健福祉法第32条）が保健所から事務移管される。 2年に1度の更新。ランク付けなし。交付される患者票は医療機関・薬局で保管。 平成12年9月 国に準じ5%の自己負担を導入（生保・国保を除く） 平成15年4月 国保加入者についても自己負担を導入。同年小児精神の承認期間が6ヶ月から1年に変更。 平成18年4月 通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に移行。 平成22年4月 平成22年度以降の有効期間の更新申請時、診断書の提出が2年に1度に変更。						
必要性	精神障がい者は継続的通院が必要である一方、就労継続が困難なことが多く、収入の確保が難しい。そのため、経済的負担の軽減により医療の確保が必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 経由事務のため、予算措置無し。但し、小児精神と東京都医療助成に関する受理事務交付金あり。 平成24年度都交付金 235件 55,930円						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		0	0	0	0	0	0	0
決算額（25年度は見込み）		0	0	0	0	0	0	0
人件費等		2,927	2,240	3,871	5,958	2,541	3,191	
減価償却費					4,968	933	1,420	
【事務分担当】（％）		75	30	135	171	30	44	
合計（＋＋）		2,927	2,240	3,871	10,926	3,474	4,611	0
国（特定財源）								
都（特定財源）			32	36	38	50	56	30
その他（特定財源）								
一般財源		2,927	2,208	3,835	10,888	3,424	4,555	-30
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	自立支援医療申請受理件数	2,626	2,797	3,155	3,217	4,030	4,069	4,200
	自立支援医療受給者数	1,987	2,349	2,240	2,238	2,449	2,676	2,750

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	受理件数（新規・再開・更新・変更届）	3,217	4,030	4,069	4,200	-	-
	受給者数（年度末現在）	2,238	2,449	2,676	2,750	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区 ） 経由事務（法定事務）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		難病医療費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
			担当者名	小曾根	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）						
事務事業の種類 ○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度			● 昭和 ○ 平成 47 年度	根拠	東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する規則	
終期設定			○ 有 ● 無 年度	法令等		
実施基準			● 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]			
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
		施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	難病は原因不明で治療方法が確立していない慢性疾患であり、長期の療養を要するため、患者及び家族に多額の医療費負担がかかる。この経済的負担を軽減することにより医療を確保するとともに、治療研究を進めることを目的とする。					
対象者等	区内居住者で、東京都から指定難病患者として認定された者。 平成25年3月末日現在 認定者数1,913名（65歳以上 906名）					
内容	国指定：57疾病、都指定：24疾病 合計：81疾病 〔助成内容〕 難病治療にかかる医療保険又は介護保険の給付を受ける場合に、医療保険（介護保険）の自己負担のうち、生計中心者の所得税額に応じた負担限度額を差し引いた金額を助成する。 負担限度額… A（所得税非課税）0円～ G（所得税額70,001円以上）23,100円 重症者の場合、負担軽減あり 〔申請手続き〕 1 申請受付 申請書類等を受理し、東京都へ進達する。 区が受理してから約2ヶ月後に、都から患者本人へ直接、医療券が送付される。 毎年更新手続き（9月1日一斉更新）をする。 2 申請者は、医療券を医療機関に提示して受診する。 3 関連事業：在宅難病患者医療機器貸与事業、在宅難病患者緊急一時入院事業					
	経過					
昭和47年10月 国指定12疾病、都指定2疾病で事業開始する。 平成10年 5月 自己負担を導入。 平成12年 9月 人工透析患者の食事療養費負担の助成廃止。文書料の助成廃止。 平成14年 9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトームを指定から除く。但し平成17年9月までは経過措置として住民税非課税世帯について助成を継続する。（632人） 平成14年10月 ウイルス肝炎入院医療費助成を新設。 平成15年10月 自己負担を定額から所得階層別の負担額設定に変更。19疾病について軽快者を設定。 平成17年 9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトーム経過措置終了。 平成19年 9月 ウイルス肝炎入院医療費助成が終了（経過措置は22年9月30日まで）。 平成19年10月 C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。（東京都の制度） 平成20年 4月 B型・C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。（国の制度） 平成21年12月 国11疾病追加（都4疾病を包含） 平成23年12月 C型肝炎のテラプレビル3剤併用療法開始（国の制度） 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となり、障害福祉サービス等の対象が、難治性疾患克服研究事業の130疾病まで拡大。						
必要性	難病に係る医療費は高額になるため、その一部を助成し経済的負担を軽減、医療を確保する必要がある。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 経由事務のため、予算措置無し。難病医療費助成について東京都から受理事務手数料あり。 平成24年度都交付金 1件 236 円 × 2,680 件 = 632,480 円					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	0	0	0	0	0	0	0
	決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0
	人件費等	6,405	6,417	2,037	5,424	3,388	10,435	
	減価償却費				2,992	1,244	4,163	
	【事務分担当】（%）	95	90	60	103	40	129	
	合計（+ +）	6,405	6,417	2,037	8,416	4,632	14,598	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	457	458	472	657	564	632	400
注の多い	その他（特定財源）							
	一般財源	5,948	5,959	1,565	7,759	4,068	13,966	-400
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	難病認定者数	1,594	1,603	1,718	1,785	1,852	1,913	1,980
	申請件数	1,621	1,941	1,805	2,088	2,083	2,086	2,090

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	認定者数	1,785	1,852	1,913	1,980	-	-
	申請件数	2,088	2,083	2,086	2,090	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	障害者総合支援法の定めが難治性疾患克服研究事業の130疾病に拡大されたことにより、難病医療費助成の対象についても同様に拡大されるか、注視していく必要がある。
（他区の実況）	（実施 22 区 未実施 区 ） 經由事務

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	制度改正の動向を注視していく。	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

（状況・要旨）	
---------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		都営交通無料乗車券等の発行事務		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
				担当者名	横井	内線	2 6 8 6
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）			○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 39 年度			根拠	身体障害者等に対する電車乗合自動車、地下高		
終期設定	○ 有 ● 無 年度			法令等	速電車無料乗車券発行規則 等		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]					
目的	交通手段の利用料金を無料、あるいは半額にすることにより、障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る。						
対象者等	【都営交通無料乗車券】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者 【民営バス運賃割引証】 身体障害者手帳所持者（第1種）・愛の手帳所持者（手帳交付時に発行） 【有料道路通行料金割引】 本人運転の場合：身体障害者手帳所持者 介護運転の場合：第1種の身体障がい者及び重度の知的障がい者						
内容	【都営交通無料乗車券】 発行主体：東京都 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し申請する。有効期間は3年。 利用方法：無料乗車券の提示（磁気カードは自動改札）により本人の運賃が無料となる。 （第1種の者は手帳を提示することにより介護者1人が半額） 精神障害者保健福祉手帳所持者は各定期券発売所で申請する。						
	【民営バス運賃割引証】 発行主体：東京都 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し申請する。 利用方法：障がい者が介護者同伴で民営バスに乗車する場合、割引証を提示することで介護者も半額割引を受けることができる。（身体障がい者本人については、手帳の提示で半額となる。） 【有料道路通行料金割引の証明】 発行主体：東日本高速道路株式会社、首都高速道路、中日本高速道路株式会社、西日本株式会社および阪神高速道路株式会社 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し、車検証・免許証等の必要書類を添えて申請。 利用方法：手帳（証明印）を提示することにより全有料道路5割引きとなる。						
経過	平成12年10月13日 精神障害者都営交通乗車証の発行を開始。 平成15年12月1日 有料道路通行割引事業の割引券を廃止。手帳の証明印の提示のみで通行割引が受けられるようになり、また、ETCカード利用が可能となった。 平成18年度 都営交通無料乗車券が順次磁気カードに切り替わり、顔写真は不要となる。 平成21年9月30日更新時以降、有効期限を順次、交付対象者の誕生月末に変更する。 平成21年11月1日～ 磁気式の無料乗車券をICカード式に変更可能となる。 平成24年9月14日一斉更新において、有効期限の誕生月末への移行が完了となる。						
必要性	障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を継続していくために必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 乗車券の発行事務。 都営交通無料乗車券のみ交通局から発行手数料あり（発行1枚につき50円、窓口1ヶ所につき5,000円）						

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	0	0	0	0	0	0	0
	決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0
	人件費等	854	847	245	872	847	1,652	
	減価償却費				291	311	645	
	【事務分担当】（％）	10	10	10	10	10	20	
	合計（＋＋）	854	847	245	1,163	1,158	2,297	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	49	125	97	98	85	122	100
	その他（特定財源）							
実績の推移	一般財源	805	722	148	1,065	1,073	2,175	-100
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	無料乗車券交付件数	1,687	1,685	1,881	1,832	1,612	2,347	1,800
	有料道路割引取扱件数	608	515	547	433	516	508	540

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	無料乗車券交付数	1,832	1,612	2,347	1,800	-	-
	有料道路割引取扱件数	433	516	508	540	-	-
	民営バス運賃割引証交付数	42	26	46	50	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区 ） 東京都の経由事務

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

議（要質問状）	
---------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障害者福祉サービス等相談支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
			担当者名	上野	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	障害者福祉サービス等相談支援事業費 （01-01-05）					
事務事業の種類	● 新規事業（ ● 25年度 ○ 24年度 ） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 25 年度		根拠	障害者総合支援法、児童福祉法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	障害福祉サービス等の利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成・サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成に対し、計画相談支援給付費を支給し、円滑なサービス利用を支援する。					
対象者等	障害福祉サービスを利用する全ての障がい児（者）及び地域相談支援を利用する全ての障がい者 障害児通所支援を利用する全ての障がい児					
内容	セルフプランの作成が困難な障がい者等について、置かれている環境や利用の意向、その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成する。 福祉サービスの利用を希望する場合は、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の相談事業を利用し、サービス等利用計画案を作成、区にサービス利用の申請を行う。 【サービス利用支援・児童利用支援】 新規申請時、支給量等の変更申請時、モニタリングの結果計画変更を行った場合 【継続サービス利用支援・児童継続支援】 モニタリングの結果、計画に変更がなかった場合 モニタリングとは 定期的に、計画が利用者の現状に合っているかを確認する。 概ね在宅利用者が6ヶ月毎に1回、施設入所者が1年に1回。 （重度や著しい変更があった場合は、毎月実施する場合もある。）					
経過	平成24年 4月 障害者自立支援法改正（事業実施の経過措置は平成26年度末まで） 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる					
必要性	障がい者の安定した福祉サービス利用のため、必要である。					
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 【審査・決定】直営 【支払】東京都国民健康保険団体連合会					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額								8,094
決算額（25年度は見込み）								8,094
人件費等							496	
減価償却費							194	
【事務分担当】（％）							6	
合計（ ＋ ＋ ）		0	0	0	0	0	690	8,094
国（特定財源）								4,047
都（特定財源）								2,023
その他（特定財源）		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		0	0	0	0	0	690	2,024
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	サービス利用支援等件数							540

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費					サービス利用支援	2,355
						継続サービス利用支援	5,739

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
	サービス利用支援等件数	-	-	-	540	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	区内に民間の指定特定相談支援事業所がないため、サービス提供体制を整備していく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	区内の指定障害福祉サービス事業所にアプローチしていく。	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	障がい者の安定した福祉サービス利用のため、重要な事業である。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		東京都心身障害者扶養共済制度	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
			担当者名	荒井	内線	2 6 9 1
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）			○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 20 年度		根拠	東京都心身障害者扶養共済制度条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	心身に障がいのある者の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいとなった後の障がい者に年金を支給し、もって心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。					
対象者等	次の ~ の保護者。（都内に住所を有し、加入年度の初日の年齢が65歳未満であり、特別な疾病や障がいがなく、保険契約の対象となる健康状態であるものが加入できる） 知的障がい者 身体障がい者（1～3級） 精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が又は と同程度と認められるもの（精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症など）					
内容	1 概要 【掛 金】1口当たり9,300円～23,300円（2口まで加入可）加入者の加入時の年齢により7段階生活保護受給者や住民税非課税等の場合、申請により1口目の掛金のみ1/2減額される 【年金額】1口当たり20,000円/月					
	2 事務の流れ ・加入希望者は、申込書に障害者手帳の写し（又は医師の診断書）と住民票等を添付し、区に提出。承認されると承認通知書と証書が、区を通じて加入者に送付される。 都から送付された掛金払込納付書により、毎月月末までに掛金を納付。 年度初日の加入者の年齢が65歳となり、且つ加入期間が20年以上になった以後の月から掛金が免除 ・障がい者が加入者より先に亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給される。 ・加入者の申し出により脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給される。 ・加入者が死亡し、又は重度障がいと認められたときは、毎月定額の年金を心身障がい者または年金管理者の口座に振込。 扶養年金制度について 平成19年2月末に廃止となった旧制度。既に年金を受給していた場合は、継続して年金が支払われ、未受給であった場合には、東京都が清算金を支払う。 【年金額】30,000円/月（特約分は別に10,000円/月を付加）					
経過	昭和44年 4月 東京都心身障害者扶養年金制度発足 平成18年10月 扶養年金破綻寸前のため、扶養年金審議会より「制度廃止」の答申（12月に廃止決定） 平成19年 2月末 扶養年金廃止（受給者には年金の支払いを継続、未受給者には都が清算金を支払う） 平成19年 5月 区として説明会を実施 平成20年 4月 東京都心身障害者扶養共済制度発足					
必要性	都制度の実施					
実施方法	（1直営 ） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 都の経由事務					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費等	939	1,694	488	174	593	661		
減価償却費				58	218	258		
【事務分担量】（％）	11	20	6	2	7	8		
合計（＋＋）	939	1,694	488	232	811	919	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	939	1,694	488	232	811	919	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	総受給者数（扶養共済）		0	3	6	8	9	9
	区加入者数（扶養共済）		6	6	11	10	10	10
	区受給者数（扶養共済）		0	0	0	0	0	0
	区受給者数（扶養年金）	162	160	155	147	144	143	143

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
標	区加入者数（扶養共済）	11	10	10	10	10	-
	区受給者数（扶養共済）	0	0	0	0	0	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	平成20年度からの制度のため、引き続き事業周知を図る必要がある。
他区の実 施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	新規手帳取得者に対して、事業内容の説明を行い事業周知をする。	新規手帳取得者に対して、事業内容の説明を行い事業周知をする。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
			担当者名	荻原	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		自立支援医療（更生医療）支給事業費（01-11-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 24 年度		根拠	障害者総合支援法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。					
対象者等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部の障がいについては区が必要と認めた者）					
内容	【主な治療内容】 心臓機能障がいでのペースメーカー埋め込み手術 視覚障がいでの網膜はく離手術、人工透析、抗HIV療法 等 【医療費給付内容】 ・ 指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度に給付 ・ 入院の場合の食事療養費 ・ 移送費、施術費、治療材料費等 【医療費の審査及び支払】 ・ 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託 【事務処理】 ・ 利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部障がいは区で判定）を行い、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者に決定通知を交付。 ・ 治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払。					
経過	平成18年4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行 医療費1割負担化、食費が食事療法であっても原則実費負担となる。 平成19年3月 生活保護受給中の人工透析受術者が更生医療に移行（68人） 平成22年4月 肝臓機能障がいに対する肝臓移植及び術後の抗免疫療法が対象となる。					
必要性	法に定められている事業であり、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要である。					
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 【決定】直営 【審査・支払】社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	429,249	373,228	431,135	490,133	669,664	533,109	574,005
	決算額（25年度は見込み）	279,057	373,228	431,134	490,133	527,247	514,111	574,005
	人件費等	2,928	1,694	2,036	1,482	1,524	1,239	
	減価償却費				494	560	484	
	【事務分担当】（％）	45	20	25	17	18	15	
	合計（＋＋）	281,985	374,922	433,170	492,109	529,331	515,834	574,005
	国（特定財源）	140,677	183,201	211,644	236,720	269,295	262,517	287,002
	都（特定財源）	70,339	91,600	105,822	118,360	134,647	131,259	143,501
	その他（特定財源）							
	一般財源	70,969	100,121	115,704	137,029	125,389	122,058	143,502
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	件数 入院	96	17	267	216	268	282	285
	件数 通院	1,058	1,495	1,400	1,612	1,781	1,805	1,898
	件数 訪問看護	-	-	-	-	-	2	-
	利用者数 入院	24	15	42	55	25	33	41
	利用者数 通院	106	119	160	178	190	173	194

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	腎臓機能障がい	483,814	腎臓機能障がい	471,720	扶助費	574,005
		免疫機能障がい	42,870	免疫機能障がい	41,770		
		その他の障がい	563	その他の障がい	621		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	入院件数	216	253	282	285	-	-
	通院件数	1,612	1,592	1,805	1,898	-	-
	訪問看護件数	-	-	2	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区 ） 法定事業

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	心身障害者医療助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	中嶋	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	心身障害者医療助成事業費（01-11-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 49 年度		根拠	東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例、同条例施行規則、心身障害者医療費助成要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	東京都の心身障がい者の医療費の一部を助成することにより、心身障がい者の健康の保持に寄与するとともに、福祉の増進を図る。				
対象者等	以下の対象要件の全てを満たす者 障がい要件 身体障害者手帳1～3級（3級は内部障がいのみ）、愛の手帳1・2度 所得制限 年間所得360万4千円以下（扶養親族なし）、扶養親族1名加わるとに38万円加算。 年齢制限 新規で障がい要件を満たす場合は65歳未満。但し、65才以前に受給者証を有していた者は65歳以上でも対象となる。 【後期高齢者医療制度との関係】 65歳以上74歳未満は主たる医療保険を後期高齢者医療制度に移行することが可能。 例）65歳以上74歳未満の場合の医療保険				
内容	【医療券発行】 ○ 医療券有効期間 9月（又は新規取得日）から翌年8月末日まで ○ 現況調査 毎年8月末日現在受給者に対し、保険、所得状況の証明依頼を発送 【医療助成概要】 ○ 受給者負担割合（医療費） なし（非課税者）又は1割（課税者） 入院時の保険適用外相当額は、受給者負担 ○ 助成額 各種医療保険の自己負担から、上記受給者負担を差し引いた額 ○ 助成方法 A．契約医療機関の場合（主に都内医療機関、一部都外を含む） 診療・医療提供 一部負担（1割等）支払 医療費概算請求（後に精算） 医療費概算支払（後に精算） 医療費請求 医療費支払 B．契約外医療機関の場合（主に都外医療機関、一部都内を含む） 診療・医療提供 一部負担（1割等）支払 医療費助成額概算請求（後に精算） 医療費助成額概算支払（後に精算） 医療費請求（領収書の添付が必要） 医療費支払（口座振込）				
	【更新】 ○ 所得調査 所得証明願いを発送（知的障害者施設は6月下旬、転入・未申告の者は8月上旬に発送） ○ 保険調査 社会保険等、保険の確認が取れない者には、調査票を発送（7月上旬） ○ 受給者証発送 現況調査の結果により、資格のある者に一斉に受給者証を発送（8月下旬発送）				
経過	昭和49年 7月	心身障害者医療助成制度開始 開始時要件：身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、年間所得350万円以下			
	昭和59年 9月	障がい程度に内部障がい3級を追加			
	10月	社会保険被保険者を対象化			
	平成6～14年	健康保険法等改正に伴う制度調整（H6食事療養費助成、H9薬剤負担助成等）			
	平成18年 4月	障害者自立支援法施行に伴い、知的障がい者の施設入所者を対象化			
	平成20年 4月	後期高齢者医療制度発足に伴い、対象者の変更 国保年金課から障害者福祉課へ事務移管			
必要性	心身障がい者の医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減し、心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図る上で必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 受給者証の交付申請受付・審査・発行事務 都外医療機関受診者の医療費助成額の審査・支給事務				

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	390	668	524	329	279	254	254
	決算額（25年度は見込み）	205	494	270	187	269	241	254
	人件費等	9,271	7,623	4,072	6,453	4,658	5,492	
	減価償却費				2,150	1,711	2,904	
	【事務分担量】（％）	130	90	50	74	55	90	
	合計（ ＋ ＋ ）	9,476	8,117	4,342	8,790	6,638	8,637	254
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	9,476	8,117	4,342	8,790	6,638	8,637	254	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	医療費助成対象者数	1,951	1,893	1,845	1,871	1,812	1,803	1,874
	支給件数（延べ数）	1,248	1,351	1,412	1,521	1,389	1,535	1,441
	都外医療機関助成金額（円）	11,625,198	9,713,857	11,721,993	10,749,368	10,041,782	11,458,918	13,000,000

予算内・決算	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費	消耗品		11	消耗品	13	消耗品	10
	窓あき封筒		25	窓あき封筒	14	窓あき封筒	21
	役務費		217	受給者証等郵送料	199	受給者証等郵送料	206
	委託料		16	封入作業委託料	15	封入作業委託料	17

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
指標	医療費助成対象者数	1,871	1,812	1,804	1,874	-	各年度末の受給者証交付人数
	医療費助成支給件数	1,521	1,389	1,535	1,441	-	都外医療機関医療費助成件数
	医療費助成支給人数	532	443	553	472	-	都外医療機関医療費助成人数

(問題点・課題)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議(要旨)問状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者団体補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形														
		担当者名	浅野	内線	2691														
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	障害者団体補助 （01-12-01）																		
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業																		
開始年度	● 昭和 ○ 平成 58 年度		根拠	荒川区障害者団体等運営費補助金交付要綱															
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等																
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画															
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]																	
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																	
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]																	
目的	区内に所在する障がい者団体及び障がい者団体連合会に対し、その自主的な活動を積極的に援助・育成するため、予算の範囲内において、その運営費の一部を補助し、障がい者福祉の増進を図る。																		
対象者等	補助金交付団体：8団体 平成24年度実績団体（会員数・補助金交付額） ・荒川区身体障害者更生会（56名・¥120,000） ・荒川区手をつなぐ親の会（136名・¥150,000） ・荒川区身障児父母の会（52名・¥120,000） ・荒川のぞみの会（54名・¥120,000） ・荒川区聴覚障害者協会（96名・¥120,000） ・荒川区視力障害者福祉協会（56名・¥120,000） ・荒川腎友会（52名・¥120,000） ・荒川区心身障害児者福祉連合会（7団体・¥100,000）																		
内容	【補助金算定基準】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体の会員数（人）</th><th>補助金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 ～ 50</td><td>60,000円</td></tr> <tr> <td>51 ～ 100</td><td>120,000円</td></tr> <tr> <td>101 ～ 200</td><td>150,000円</td></tr> <tr> <td>201 ～ 300</td><td>180,000円</td></tr> <tr> <td>301 ～ 400</td><td>210,000円</td></tr> <tr> <td>401以上</td><td>240,000円</td></tr> </tbody> </table> 荒川区心身障害児者福祉連合会の補助金額は、当該年度の予算の範囲内で別に定める。 （実績：13～24年度各年度10万円）					団体の会員数（人）	補助金額	30 ～ 50	60,000円	51 ～ 100	120,000円	101 ～ 200	150,000円	201 ～ 300	180,000円	301 ～ 400	210,000円	401以上	240,000円
団体の会員数（人）	補助金額																		
30 ～ 50	60,000円																		
51 ～ 100	120,000円																		
101 ～ 200	150,000円																		
201 ～ 300	180,000円																		
301 ～ 400	210,000円																		
401以上	240,000円																		
経過	昭和 58年 事業開始 平成 元年 連合会の補助金額を予算の範囲内と定める 平成 2～4年 補助算定基準改定 平成 5年 荒川腎友会を対象団体に追加																		
必要性	当事者又は家族等により構成される団体に対してその運営経費の一部を補助することにより、団体の自主的な活動を援助・支援し、障がい者団体の活発な活動や福祉の増進を図るために、必要である。																		
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）																		

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		1,070	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	970
決算額（25年度は見込み）		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	970	970
人件費等		329	668	367	419	191	549	
減価償却費					436	218	323	
【事務分担量】（％）		11	15	15	15	7	10	
合計（＋＋）		1,329	1,668	1,367	1,855	1,409	1,842	970
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		1,329	1,668	1,367	1,855	1,409	1,842	970
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	団体数	8	8	8	8	8	8	8
	会員数	630	611	614	623	623	502	528

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	団体補助	1,000	団体補助	970	団体補助	970

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
		補助団体数	8	8	8	8	-	補助基準を満たしている団体数
		-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の状況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施：江東区、中野区、目黒区、葛飾区、練馬区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議 会 要 旨 状 況	11年三定 「補助対象の連合会非加盟団体への拡大化について」
-------------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者運動会補助		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
			担当者名	浅野	内線	2 6 9 1
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	障害者運動会補助 （01-12-02）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 56 年度		根拠	荒川区障害者運動会運営費補助金交付要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	障がい者団体等の自主的な活動を支援するため、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」の経費の一部を補助することにより、障がい者福祉の向上に寄与する。					
対象者等	荒川区心身障害児者福祉連合会					
内容	【事業名】 荒川区障害者大運動会 【実施日】 9月最終日曜日 【場 所】 区立第一中学校校庭又は体育館 【参加者】 区内障がい者（児）、家族及び関係者 約715名 【主 催】 荒川区心身障害児者福祉連合会 【後 援】 荒川区、荒川区社会福祉協議会 民生委員ほか、多数のボランティアの協力を得て実施					
経過	平成10年 4月 補助金額を10%削減 平成12年 4月 必要経費を除く経費を3ヵ年かけ、段階的に削減 （12年度72万円、13年度62万円、14年度52万円） 平成14年 4月 障がい者団体等の要望により補助金の削減を凍結 平成15年 4月 運営費補助金交付要綱策定					
必要性	障がい者団体の自主的な活動であり、区としてもその活動を後援している。また、障がい者だけでなく家族の交流の場ともなっているため、必要である。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		520	520	520	520	520	520	520
決算額（25年度は見込み）		520	520	520	520	520	520	520
人件費等		329	668	489	419	273	271	
減価償却費					436	311	323	
【事務分担当】（％）		11	15	20	15	10	10	
合計（＋＋）		849	1,188	1,009	1,375	1,104	1,114	520
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		849	1,188	1,009	1,375	1,104	1,114	520
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	参加人数	700	750	750	750	759	715	750

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運動会補助	520	運動会補助	520	運動会補助	520

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標		参加人数	750	759	715	750	-	-
		-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区） 実施：渋谷区、足立区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	福祉事業事務費（障害者相談員）	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 荒井	課長名 内線	山形 2 6 9 1
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	福祉事業事務費 （01-14-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 43 年度		根拠 法令等	身体障害者相談員設置要綱及び知的障害者同要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	相談員が身体・知的障がい児者に対し、各種相談や日常生活の援助等を行う。				
対象者 等	【相談員】 身体障害者相談員：11名 知的障害者相談員：6名				
内容	【相談員】 区長が選任した相談員に2年間業務を委託する 相談員：自宅相談や出張相談を行い、活動記録簿に記録、毎年4月10日までに報告書により区に報告する。報償費は毎年9月及び3月に、それぞれの月までの分をまとめて支給する。 研 修：年2回程度、区で行う。				
経過	平成11年 4月 都が相談員の年齢制限を導入（新任65歳未満、再任73歳未満） 平成12年 4月 相談員事業が都から区へ事務移管（事務処理特例） 平成24年 4月 相談員事業の実施主体が都から区へ移管				
必要性	障がい者の持つ要望や悩み等により適切に対応するには、行政だけではなく、障がい者当事者や家族が行う相談が必要である。				
実施 方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		13,424	18,658	20,385	21,323	22,558	23,003	30,755
決算額（25年度は見込み）		12,670	17,743	19,304	20,608	21,935	22,390	30,755
人件費等		598	2,965	2,687	610	847	165	
減価償却費					203	311	65	
【事務分担量】（％）		7	35	33	7	10	2	
合計（＋＋）		13,268	20,708	21,991	21,421	23,093	22,620	30,755
国（特定財源）								
都（特定財源）		815	989	833	948	908	163	842
その他（特定財源）			138					
一般財源		12,453	19,581	21,158	20,473	22,185	22,457	29,913
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	相談件数（身体）	418	296	396	295	329	342	342
	相談件数（知的）	246	229	298	250	259	263	263

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	相談員活動費	647	相談員活動費	653	相談員活動費	681
	一般需要費	相談員研修用消耗品	33	相談員研修用消耗品	33	相談員研修用消耗品	33
		その他事務費	21,255	その他事務費	21,704	その他事務費	30,041

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障害程度区分認定事務費		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
			担当者名	小林	内線	2 6 8 9
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）		障害程度区分認定事務費 （01-14-02）				
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者介護給付費等		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	の支給に関する審査会条例		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	障害者総合支援法に定める障害福祉サービス提供の根拠となる、障害程度区分認定のための調査および審査会開催を目的とする。					
対象者等	介護給付費および訓練等給付費の支給申請者および支給決定の変更の申請者のうち、18歳以上の者					
内容	[障がい認定の流れ] 相談 ⇒ 利用申請 ⇒ 認定調査項目に関する 1心身の状況 06の状況 10の項目 ⇒ 障害程度区分 の障害程度 一次判定区分 ⇒ （二次判定 審査会） ⇒ 障害程度区分 の障害程度 認定区分 ⇒ サービス支給決定 ⇒ 介護給付 ⇒ 訓練等給付					
	介護の支援を受ける場合は介護給付、訓練等の支援を受ける場合は訓練等給付に位置付けられ、それぞれ、サービス利用開始までのプロセスが異なる。 障害程度区分.....介護給付の必要度を表す7段階の区分（区分1～6、非該当：区分6が高い） [審査会開催回数] 3合議体、月3回開催 開催回数・・・年間36回（予定） [審査会委員構成] 任期2年 医師会医師6名、大学教授・准教授3名、社会福祉士1名、社会福祉協議会職員1名 福祉施設職員3名、当事者1名					
経過	平成18年4月 障害者自立支援法施行 平成18年5月 認定調査開始 平成18年6月 審査会開始 平成25年4月 障害者総合支援法により、難病患者が対象となる					
必要性	支給決定の仕組みを透明化、明確化するために認定調査や審査が必要である。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		14,719	14,658	16,367	13,724	15,246	15,041	15,481
決算額（25年度は見込み）		8,903	11,213	13,201	11,150	12,954	13,967	15,481
人件費等		14,518	11,858	10,587	9,156	15,668	15,696	
減価償却費					3,050	5,754	6,131	
【事務分担量】（%）		170	140	130	105	185	190	
合計（+ +）		23,421	23,071	23,788	23,356	34,376	35,794	15,481
国（特定財源）		4,871	1,804	3,132	2,378	2,033	5,303	7,192
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		18,550	21,267	20,656	20,978	32,343	30,491	8,289
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	審査会開催回数	22	28	35	31	33	32	36
	障害程度区分認定件数	103	163	290	215	293	444	356

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	審査会委員・非常勤報酬	10,069	審査会委員・非常勤報酬	10,322	審査会委員・非常勤報酬	11,276
	共済費	社会保険料（非常勤）	1,010	社会保険料（非常勤）	1,048	社会保険料（非常勤）	1,076
	報償費	認定審査会委員新任研修	40	認定審査会委員新任研修	0		
	旅費	調査旅費等	126	調査旅費等	407	調査旅費等	782
						審査会委員旅費	51
	一般需用費	消耗品費等	81	消耗品費等	65	消耗品費等	137
	役務費	意見書作成手数料等	1,627	意見書作成手数料等	2,125	意見書作成手数料等	2,159

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	申請件数	353	415	480	542	462	-
	障害程度区分認定件数	215	293	444	356	371	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	・障害者総合支援法により、平成26年度から「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められ、調査項目等も変更される見込であるため、円滑に新制度に移行できるように情報収集、障がい福祉システム改修等を行う必要がある。
	・障害程度区分の認定期間は原則3年間であるため、平成18年度の制度導入後、3年周期で認定件数の多い年度が到来し、次回は平成27年度である。また、新規申請数は増加傾向であり、訓練等給付の更新調査数も今後増加が予想される。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	平成26年度の「障害支援区分」制度への移行に向けて情報収集、システム改修等の準備を行う。	新たな「障害支援区分」制度に対応し、的確な調査、判定を実施していく。
	申請、調査数の増加にも的確な対応ができるよう、認定調査業務に習熟した同一の認定調査員の配置を継続する。	引き続き申請数の増加にも的確な対応ができるよう、同一の認定調査員の配置を継続する。
	3年周期の更新申請の増加に加え、新規申請数の増加にも対応できるよう、審査会については、継続して3部会により構成し適正な審査判定を行う。	審査会については、引き続き3部会により構成し、適正な審査判定を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	聴覚障がい者相談事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
			担当者名	浅野	内線	2691
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	聴覚障害者相談事業費 （01-14-03）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 54 年度		根拠	荒川区聴覚障害者相談事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	手話通訳者による相談日を設け、聴覚障がい者のための区役所内での各種相談を容易にする。					
対象者 等	聴覚障がい者 【相談件数実績】平成24年度90件（毎週・火曜日）					
内容	【窓口相談】 障害者福祉課窓口到手話通訳者を配置する。 相談日：毎週火曜日の午後1時～午後4時 手話通訳者：1名（報償費1回の派遣あたり@1,500×3時間） 【専門相談】 窓口相談では対応の難しい専門的な相談内容については、東京聴覚障害者自立支援センターの実施する聴覚障害者相談支援ネットワーク事業を活用することで、様々な分野の相談を包括して行う。					
経過	昭和56年 4月 相談日増 月1回→月2回 平成10年 4月 用語改定 手話通訳者の資格（国が実施する手話通訳認定者） 手話通訳者の委嘱（任期1年） 手話通訳者に対する謝礼（1回半日6,000円） 平成13年 4月 手話通訳者時間変更（午前9:00～12:00、派遣あたり@1,500×3時間） 平成15年 4月 手話通訳者時間変更（午後1:00～4:00、派遣あたり@1,500×3時間） （区報掲載） 平成18年 6月 手話通訳者曜日変更第2・4火曜日 平成21年 4月 手話通訳者回数変更（毎週・火曜日）、専門相談事業開始					
必要性	手話は聴覚障がい者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業においては障害者福祉課における手続き等相談だけではなく、他課の相談も行っており、必要である。					
実施 方法	（1直営） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）					

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	108	108	336	345	281	320	289
	決算額（25年度は見込み）	108	99	234	306	259	230	289
	人件費等	85	668	774	558	545	271	
	減価償却費				581	622	323	
	【事務分担当】（％）	1	15	20	20	20	10	
	合計（＋＋）	193	767	1,008	1,445	1,426	824	289
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源） 一般財源	193	767	1,008	1,445	1,426	824	289
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	窓口相談（件数）	51	49	96	108	153	90	120
	専門相談（時間数）			4	18	8	0	14

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費 委託料	手話通訳者謝礼 専門相談	221 38	手話通訳者謝礼 専門相談	230 0	手話通訳者謝礼 専門相談	225 64

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
標		窓口相談（件数）	108	153	90	120	-	-
		専門相談（時間数）	18	8	0	14	-	-
		-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の状況	（実施 11 区 未実施 11 区） 実施：中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、目黒区、大田区、豊島区、北区、江戸川区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

状況（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	精神保健福祉事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
			担当者名	鈴木	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	精神保健福祉事業費（01-17-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 41 年度		根拠	精神保健福祉法、地域保健法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	地域精神保健福祉活動の中心として、関係諸機関・施設との連絡調整のもとに、精神障がい者の早期治療の促進及び社会適応・復帰を援助するため相談・訪問等を積極的に行う。また、精神保健福祉に対する区民の意識を高める。					
対象者等	区民及び区内精神障がい者（推定数3,000人）その家族、関係者。					
内容	1 予防と健康の保持増進 （1）普及啓発：講演会（年3回）、ひきこもり家族教室（年8回） 依頼による健康教育、区報を利用した知識の普及 （2）相談：こころの健康相談（年48回）、思春期・ひきこもり心理相談（年24回） 統合失調症家族教室（年7回）、保健師による訪問指導、来所・電話相談（随時） 2 保護 警察官通報（精神保健福祉法第24条）、区長同意、移送 3 組織の育成 精神障がい者家族会（めぐみ会）支援 精神障がい者ホームヘルプステップアップ研修の実施					
経過	平成14年度 区内の精神障がい者施設に呼びかけてスポーツ交流会開催 平成17年度 精神保健福祉ボランティア講座を生活支援センターへ委託 平成18年度 自立支援法施行により、精神障がい者ヘルパー養成研修が廃止される。（区独自で精神障がい者ヘルパーステップアップ研修実施） 組織改正により保健所から事務移管 平成22年度 自殺予防事業の実施に伴い、思春期・ひきこもり心理相談及びひきこもり家族教室を組み入れた					
必要性	区民の精神的健康の保持増進、精神疾患の早期治療、並びに精神障がい者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加を図る取り組みは、地域住民の福祉のために不可欠である。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		2,818	2,559	2,526	2,726	2,461	2,500	2,496
決算額（25年度は見込み）		1,956	2,217	2,155	2,373	2,279	2,443	2,496
人件費等		9,821	8,894	9,773	10,028	11,857	10,905	
減価償却費					3,341	4,354	4,260	
【事務分担量】（％）		115	105	120	115	140	132	
合計（＋＋）		11,777	11,111	11,928	15,742	18,490	17,608	2,496
国（特定財源）		0	0	0	0	0	0	0
都（特定財源）		46	214	205	250	193	224	242
その他（特定財源）								
一般財源		11,731	10,897	11,723	15,492	18,297	17,384	2,254
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	区長同意・解除（人）	40	59	71	98	73	59	86
	警察官24条通報（件）	30	32	39	37	28	33	34
	相談者数（精神科医・臨床心理士）	131	124	143	164	206	211	239
	ホームヘルプ講座参加者実人数	24	31	61	98	-	93	100

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	賃金	精神科医師・臨床心理士	1,765	精神科医師・臨床心理士	1,861	精神科医師・臨床心理士	1,862
	報償費	講演会講師謝礼	253	講演会講師謝礼	341	講演会講師謝礼	377
	需用費	消耗品等	105	消耗品等	91	消耗品等	101
	役務費	保険料	9	保険料	9	保険料	9
	使用料	スポーツ交流・講演会会場	27	スポーツ交流・講演会会場	21	スポーツ交流・講演会会場	27
	負担金補	家族会補助会会場	120	家族会補助	120	家族会補助	120

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 26年度)	
	精神科医師・臨床心理士相談者延べ数	164	206	211	230	-	-
	保健師による相談者延べ数	7,281	9,130	9,468	9,500	-	-
	家族教室参加者延べ数	106	95	59	100	-	-

問題点・課題 (指標分析)	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	精神障がい者の安定した地域生活のために必要な事業である。

議 会 (要 質 問 状)	
------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		精神保健福祉ネットワーク事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
				担当者名	与儀	内線	2 3 7 8
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		精神保健福祉連絡協議会（01-17-02）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 5 年度		根拠	荒川区精神保健福祉連絡協議会設置要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]					
目的	1 精神保健福祉活動を行う機関・団体で構成する精神保健福祉連絡協議会を設置し、地域における精神保健福祉のネットワークの充実と荒川区の地域精神保健福祉施策の推進を図る。 2 実務担当者のネットワークとして、精神保健福祉ネットワーク会議を開催する。						
対象者等	1 協議会は、福祉部長・健康部長・保健所長・地域の精神科医師・精神保健福祉センター所長・学識経験者・区内施設関係者・民生委員・荒川区精神障害者家族会及び当事者・支援センターアゼリア所長・商店街連合会の推薦などで委員を構成。オブザーバーとして警察署が参加する。 2 精神保健福祉ネットワーク会議は関係機関の実務担当者を中心に構成する。						
内容	1 精神保健福祉連絡協議会における協議事項 （1）精神保健福祉活動の推進に関すること （2）関係機関、関係団体の協力体制の整備に関すること （3）精神保健福祉の正しい知識の普及・啓発に関すること （4）自助グループ、協力団体等の育成に関すること （5）その他、協議会会長が必要と認める事項 2 精神ネットワーク会議は、事例検討や情報交換を通して、関係機関相互の「顔の見えるネットワークづくり」をめざす。						
経過	平成17年度 構成員の見直しに伴う要綱・要領を改正（支援センターアゼリアの代表を委員に加える等） また、薬物・酒害相談関係機関連絡会および精神保健福祉関係機関連絡会を一本化した上、荒川区精神保健福祉連絡協議会の実務担当者のネットワーク会議として位置付けた。また、委員謝礼を廃止した。						
必要性	精神保健福祉に関する幅広い情報提供を相互に行うことで、「顔の見えるネットワーク」を構築し、複雑困難事例の処遇や普及啓発活動等を行うことができる。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 1 連協の委員任期 平成23年4月～平成26年3月 年間1回の実施 2 ネットワーク会議は年4回。区内外の医療機関・施設・関係機関の実務担当者の参加を呼びかけている。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	180	173	173	173	186	177	177
	決算額（25年度は見込み）	161	130	94	138	169	126	177
	人件費等	5,124	5,929	6,922	3,104	3,933	5,498	
	減価償却費				1,113	1,866	2,582	
	【事務分担量】（％）	60	70	85	39	60	80	
	合計（ ＋ ＋ ）	5,285	6,059	7,016	4,355	5,968	8,206	177
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
実績の推移	その他（特定財源）							
	一般財源	5,285	6,059	7,016	4,355	5,968	8,206	177
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	連絡協議会開催(回)	1	1	1	1	1	1	1
	ネットワーク会議（回）	4	4	4	4	4	4	4
	ネットワーク会議参加者数（人）	114	135	133	130	193	201	210
	参加団体数	20	32	32	42	44	50	52

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	外部委員・講師謝礼	165	外部委員・講師謝礼	120	外部委員・講師謝礼	173
	需用費	食糧費	1	食糧費	4	食糧費	2
	使用料	会議室使用料	3	会議室使用料	2	会議室使用料	2

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
	精神保健福祉ネットワーク 会議参加者数（人）	130	193	201	210	220	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	精神保健福祉の現状と動向を踏まえた上で、関係機関への積極的な働きかけを行う必要がある。
他区の実 施状況	（ 実施 18 区 未実施 4 区 ）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	精神保健福祉ネットワーク会議に参加する関係団体数を増やす。	顔の見えるネットワークづくりをめざして、参加団体数の増加と内容の充実を図る。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	関係機関のネットワークを充実させ、事例の多様化に対応する。

状況（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		薬物・酒害対策事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
				担当者名	鈴木	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		薬物・酒害対策事業費（01-17-03）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 8 年度		根拠	荒川区基本計画・実施計画、保健医療計画、精神保健福祉法			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]					
目的	薬物・酒害相談 薬物・アルコール依存症者及び家庭環境の事情に応じて適切・総合的に対応し、健康回復と社会復帰を促進する 薬物乱用防止対策 関係機関と連携し、乱用防止の普及啓発を推進する。						
対象者等	相談対象は薬物、酒など嗜癖問題に悩む区内在住者 区関係部署と更生保護施設等や小中学校との連携						
内容	薬物・酒害相談 …… 精神科医師と民間相談員による専門相談。年間24回（各2名） 保健師による訪問・面接・自助グループ、医療機関の紹介 薬物乱用・酒害の予防及び対応に関する区民への講演会 年間1回/薬物乱用予防教育（年間6校）						
経過	平成 8年 4月 平成11年度 平成13年 2月 平成14年度 平成15年度 平成17年度 平成18年度 平成20年度	酒害相談（月2回）個別相談・家族教室（月2回）開始。酒害相談の中で薬物相談も実施 酒害相談関係機関連絡会（年2回）開始。 東京都の受託事業（3年間）として、薬物相談関係機関連絡協議会（年2回）を設置。 区内薬店・薬局11個所に「薬物相談窓口」を設置。家族教室廃止。 薬物酒害相談にアルコール依存リハビリ施設（リブ作業所）と薬物依存リハビリ施設（ダルク）の回復者による民間相談を導入。薬物相談関係機関連絡協議会は薬物相談関係機関連絡会として継承。 薬物相談関係機関連絡会と酒害相談関係機関連絡会を統合し、薬物酒害関係機関業務連絡会（年2回）を開催。東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会の事務局を担う。 薬物酒害関係機関業務連絡会と精神保健福祉関係機関業務連絡会を統合し、精神ネットワーク会議とし、荒川区精神保健連絡協議会の実務者レベルの会合と位置づける。 薬物乱用予防教育は健康推進課に移管。 東京都薬防協荒川地区事務局を保健所に移管。					
必要性	薬物依存症、アルコール依存症の健康回復・社会復帰には、当事者、家族など個人の力では限界があり専門機関との連携によるアプローチが不可欠である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ● 臨時職員) 薬物・酒害相談：専門医に民間相談員も加えた相談とし、専門的な医療面からの支援と依存症からの回復モデルを示すことにより見通しを持った支援体制とする。関係機関との実務者レベルでの精神ネットワーク会議を活用し、相談及び支援の精度を高める。 薬物乱用防止対策事業：東京都薬物乱用防止荒川地区協議会や小中学校と連携し、地域に根ざした乱用防止体制を総合的に進める。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		789	1,174	1,174	1,204	1,208	1,204	1,202
決算額（25年度は見込み）		775	1,024	1,081	1,093	985	1,105	1,202
人件費等		854	847	1,629	3,104	4,235	2,974	
減価償却費					1,138	1,555	1,162	
【事務分担量】（％）		10	10	20	39	50	36	
合計（+ +）		1,629	1,871	2,710	5,335	6,775	5,241	1,202
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		1,629	1,871	2,710	5,335	6,775	5,241	1,202
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	相談者延数（医師等専門相談）	50	40	47	59	61	79	80
	薬物酒害相談開催（回数）	24	24	23	23	23	23	24
	薬物乱用予防教育（実施学校数）	8	8	10	6	3	4	6

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	賃金	医師雇上・民間相談員	919	医師雇上・民間相談員	1,005	医師雇上・民間相談員	1,020
	報償費	講演会講師謝礼他	40	講演会講師謝礼他	66	講演会講師謝礼他	146
	一般需用費	図書・その他	26	図書・その他	28	図書・その他	30
	使用料	講演会場使用料	0	講演会場使用料	6	講演会場使用料	6

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	医師等専門相談者延べ人数	59	61	79	80	90	-
	保健師による相談者延べ数	957	905	817	1,020	1,100	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 15 区 未実施 7 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	様々な依存症に対応するよう取り組む。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		自殺予防対策事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
				担当者名	与儀	内線	2 3 7 8
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）			自殺予防事業費（01-17-04）				
事務事業の種類			○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度			○ 昭和 ● 平成 19 年度		根拠	自殺対策基本法 精神保健福祉法 地域保健法	
終期設定			○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準			○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的		自殺予防事業として、自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれるおそれのある方に接した際に、必要な機関へ繋ぎ、ささえることができるよう、自殺予防のための全庁的な取り組みとする。					
対象者等		一般区民・区職員・関係機関職員					
内容		1 普及啓発活動 普及啓発グッズとして、荒川区自殺予防手引き・こころと命のカード・カード入りポケットティッシュ・ポスター等を作成した。 ホームページに区の自殺予防事業を掲載し、相談先を簡単に検索できるサイト「いのちと暮らしの相談ナビ」を設置した。 区民及び関係者向け講演会の開催 関係各課が実施するイベント等で普及啓発活動を実施 図書館（5館）・区民ギャラリー（2回）・イベント（2回） 2 研修・人材養成 ゲートキーパー（命の門番）研修（年4回）・依頼によるゲートキーパー研修（年9回） ゲートキーパーフォローアップ研修（年1回） 3 関係機関との連携 実務担当者連絡会（年4回） 自殺未遂者支援連絡会の開催（年11回） 自殺予防部課長庁内連絡会（年1回） 4 自殺未遂者への支援 平成23年には自殺未遂者調査研究事業報告書をNPO法人自殺対策支援センターライフリンクに委託して実施した。24年度からは救命救急センターが設置されている日本医科大学に加えて、東京女子医大東医療センターと連携し、自殺未遂者の支援を実施している。					
経過		平成18年10月 自殺対策基本法成立 平成21年度 管理職等を対象とした講演会「荒川区の自殺を考える」開催 平成22年度 全管理職・区議会議員職員を対象としたゲートキーパー研修を実施 自殺予防実務担当者連絡会を実施 平成23年度 自殺未遂者支援連絡会の開催と「自殺未遂者調査研究事業報告書」を公表					
必要性		尊い命を失わないためには、自殺のサインに気づき、関係者の連携した支援により、必要な機関に繋ぎ、支えるための仕組みを構築することが重要である。					
実施方法		（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 自殺未遂調査研究事業はNPO法人自殺対策支援センターライフリンクに委託して実施した。					

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	216	183	208	2,062	6,542	1,863	1,742
	決算額（25年度は見込み）	167	46	80	1,038	5,441	1,511	1,742
	人件費等	427	424	407	10,464	16,879	16,082	
	減価償却費				3,486	7,464	7,583	
	【事務分担当】（％）	5	5	5	120	240	235	
	合計（＋＋）	594	470	487	14,988	29,784	25,176	1,742
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	84	34	0	913	5,441	1,510	1,742
	その他（特定財源）							
実績の推移	一般財源	510	436	487	14,075	24,343	23,666	0
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	うつ病セミナー参加者数	-	-	80	0	-	-	-
	ゲートキーパー研修会参加者数	-	-	-	153	583	542	550
	多分野合同研修参加者数	-	-	-	-	167	-	-
	自殺予防講演会参加者数	-	-	69	156	-	184	200

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼	344	講師謝礼	451	講師謝礼	617
	旅費	視察旅費	96	視察旅費	93	視察旅費	128
	需用費	印刷製本・消耗品	1,223	印刷製本・消耗品	884	印刷製本・消耗品	875
	役務費	郵送料	0	電話料	28	電話料	36
	委託料	未遂者調査研究等委託	3,708	封入委託	8	封入委託	9
	賃借料	会場使用料	70	会場使用料	47	会場使用料	77

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	自殺関連相談件数	92	208	161	200	200	障害者福祉課の保健師が相談を受け、訪問・面接等の延数
	自殺者数	48	53	43	-	-	警察庁統計による「地域の自殺者数の基礎資料」を参照
	ゲートキーパー研修受講者数	247	583	515	600	600	区職員対象の研修と区民団体からの依頼による受講者数

問題点・課題 (指標分析)	- 区職員にとどまらず、関係機関職員や区民団体を対象にしたゲートキーパー研修の受講者を増やす必要がある。 - 若年者の自殺予防として、教職員対象のゲートキーパー研修や自傷行為を繰り返す若年女性への支援策を推進する必要がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	ゲートキーパー研修の対象者を区職員および関係機関職員に加えて、区民に拡大する。	ゲートキーパーフォローアップ研修の対象を拡大する。
	若年女性の支援を行なっている団体との連携を強化する。	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	自殺予防対策の充実を図る。

議 会 要 質 問 状	21年一定 「自死遺族のネットワークづくり及び自殺予防対策の23区での協力体制について」 22年予特 「自殺予防対策の全庁的な組織化について」 22年二定 「区民に対するメンタルヘルス対策の充実と啓発について」
-------------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		障がい者就労支援センター運営事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	山形	
				担当者名	山崎		内線	2 6 8 3	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）			就労支援センター運営費 （01-18-01）						
事務事業の種類			○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度			○ 昭和 ● 平成 15 年度		根拠		障害者就労支援事業実施要綱		
終期設定			○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準			○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分		● 計画 ○ 非計画		
行政評価 事業体系			分野 生涯健康都市[]						
			政策 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]						
			施策 障がい者の地域社会での自立支援[02-06]						
目的		身近な地域において就労を希望する者に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促進する。また、就労中の者に対しては、職場定着を支援するとともに、離職時の調整や離職後の支援をすることによって、就労の維持・促進を図る。							
対象者等		身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持し、以下の要件に該当する満15歳以上の者。 ・ 一般就労を希望する在宅の障がい者（児）・企業・事業所等に在職している障がい者（児） ・ 小規模通所授産施設や福祉作業所等の福祉的就労をしている障がい者（児）							
内容		・ 支援内容 就労面： 就職相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職業定着支援、離職時の調整及び離職後の支援 生活面： 日常生活の支援、職業生活を続けるための支援、社会生活を築くための支援、将来設計や自己決定の支援 ・ H24年度（3月末現在） 登録者数 332人（身体 58人、知的 200人、精神 74人） 新規就労実績 37人（身体 7人、知的 20人、精神 10人） 継続就労者数 173人（身体 30人、知的 110人、精神 33人）							
経過		H15年 6月 先進自治体の調査を開始 H15年 7月 区民及び関係機関と就労支援について考える会を開催、事業委託先の選定作業開始 H15年10月 事業委託先を決定、開所準備を開始 H15年11月 1日 荒川区社会福祉協議会に事業を委託、委託先コーディネーターによる事業開始準備実施 H15年12月15日 就労支援事業を開始（荒川区障害者就労支援センター「じょぶあらかわ」業務開始） H19年度 都補助金が財調参入 H23年 4月 地域開拓促進コーディネーターを配置							
必要性		障がい者の就労支援を専門的に行う事業として必要である。							
実施方法		(3委託) (直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) ・ 荒川区社会福祉協議会に委託して実施 <職員配置> 常勤 2 名 非常勤 3 名 ・ 事務所は、荒川区社会福祉協議会事務局 2 F に設置 名称「荒川区障害者就労支援センター」、愛称「じょぶ・あらかわ」							

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		17,481	19,053	20,402	19,852	19,757	20,288	20,734
決算額（25年度は見込み）		17,481	19,052	20,402	19,851	19,756	20,288	20,734
人件費等		854	847	1,181	1,291	423	826	
減価償却費					726	156	323	
【事務分担量】（％）		10	10	25	25	5	10	
合計（＋＋）		18,335	19,899	21,583	21,868	20,335	21,437	20,734
国（特定財源）								
都（特定財源）						964	964	964
その他（特定財源）								
一般財源		18,335	19,899	21,583	21,868	19,371	20,473	19,770
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	登録者数	184	231	257	289	308	332	362
	新規就職者数	29	27	19	43	30	37	48

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務費・管理費	19,756	事業費・事務費・管理費	20,288	事業費・事務費・管理費	20,734

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	登録者数	289	308	332	362	380	-
	新規就職者数	43	30	37	48	50	-
	就労継続者数	153	166	173	185	190	-

（指標分）	現在の「じょぶ・あらかわ」登録者の中には、比較的長期間登録しているものの、就労にチャレンジする意欲が湧かない者もあり、就労への意識付けが必要である。 特別支援学校では、卒業後一般就労を勧める傾向にあるが、その一方で卒業生の中には、職場不適応等により離職する若年障がい者も多く、職場への定着の支援が必要である。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	障がい者が多様な働き方をできるように、ハローワークや就労支援課と連携をとりながら、一般就労に結びつける訓練を行っていく	企業の状況も変化してきているので、それに合わせたきめ細かいフォローアップ・支援を進めていく
	特別支援学校卒業後における障がい者の特性に合わせた職業選択を把握するため、特別支援学校とじょぶ・あらかわの連携を強化する	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	障がい者の就労に向けて継続的に取り組む。

況議 （会 要質 問 状	14年二定 「当事者意見の聴取について」
---	-----------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		障がい者雇用支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
				担当者名	山崎	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		障害者雇用支援事業費（01-18-02）					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度		○ 昭和 ● 平成 18 年度		根拠	障がい者就労促進事業実施要綱		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等	障がい者雇用支援事業補助金交付要綱		
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]					
目的	就労を希望する障がい者に対し訓練や職場定着支援等を実施するとともに、障がい者の民間企業等への雇用を促進することにより、当事者と雇用主の両方の視点から、障がい者の就労を支援する。						
対象者等	障がい者を雇用している法人等 就労を希望する障がい者 区内の特例子会社						
内容	障がい者就労促進事業 ・障がい者就労訓練 清掃訓練、施設受付訓練、喫茶補助訓練、事務補助訓練を実施する ・ジョブコーチ派遣 区が認めた障がい者を雇用する企業に、最長3年間ジョブコーチを派遣し、職場定着を支援する 障がい者雇用支援補助 他の制度において補助や助成の対象とならない障がい者を雇用する企業が、障がい者雇用において必要な職場整備等の環境整備を行った際に、その費用の一部を補助する。 ・対象経費 店舗等の借上げ経費、設備改修・備品購入等の経費、指導員の配置の経費等 ・補助率 1/2 ・補助金上限額 障がい者雇用（新規）一人あたり ... 年額150,000円 障がい者雇用（継続）一人あたり ... 年額100,000円 特例子会社支援 クリナップハートフル㈱に西日暮里六丁目障がい者支援施設を貸付けるとともに、障がい者雇用に係る支援（連絡調整・手話通訳者派遣等）を行い、障がい者の雇用促進を図る。						
経過	平成18年 7月 障がい者雇用支援事業開始 平成21年 3月 西日暮里六丁目障がい者支援施設開設 平成22年 4月 障がい者就労促進事業開始 平成23年 7月 事務補助訓練開始 平成24年12月 雇用支援補助の対象団体が事業を終了 平成25年 6月 障がい者就労施設優先調達等検討委員会を設置予定						
必要性	障がい者雇用に関する施策は障がい者の就労を支援し、生活のための収入を確保するために必要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 【補助金交付・特例子会社支援】直営 【就労訓練・ジョブコーチ派遣】委託						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	9,430	201,889	2,804	15,841	13,563	12,263	10,339
	決算額（25年度は見込み）	8,370	182,804	2,254	10,004	9,049	9,416	10,339
	人件費等	2,562	4,235	4,032	3,471	3,388	4,461	
	減価償却費				1,453	1,244	1,743	
	【事務分担量】（％）	30	50	60	50	40	54	
	合計（　＋　＋　）	10,932	187,039	6,286	14,928	13,681	15,620	10,339
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	972	44,130	1,402	5,194	4,676	5,092	4,825
その他（特定財源）								
一般財源	9,960	142,909	4,884	9,734	9,005	10,528	5,514	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	手話通訳者派遣	2回	7回	1回	1回	4回	3回	10回
	補助対象事業者	1法人	1法人	1法人	1法人	1法人	1法人	0法人

20年度の都補助は、旧西日暮里ひろば館4階部分にかかる補助である

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予算・決算の内訳	需用費			消耗品	5	消耗品	50
	役務費	インターネット使用料	43	インターネット使用料	66	インターネット使用料	72
	委託料	手話通訳派遣	47	手話通訳派遣	33	手話通訳派遣	57
		訓練等委託	2,028	訓練等委託	2,012	訓練等委託	2,382
		就労促進事業委託	6,031	就労促進事業委託	6,211	就労促進事業委託	7,620
				店舗開設式設営等	89	不動産鑑定委託	158
	負担金補助	雇用支援補助	900	雇用支援補助	1,000	雇用支援補助	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
指標	訓練受講者数	11名	21名	20名	26名	30名	-
	補助金算定対象障がい数	12人	12人	10人	-	-	補助対象団体が平成24年12月で事業終了
	特例子会社数	1社	1社	1社	1社	1社	-

(問題点・課題分析)	・訓練終了後の障がい者の就労の場を確保してく必要がある。 ・障がい者の作業能力の向上
	他区の実施状況 (実施 0 区 未実施 22 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	訓練修了者の一般就労に向けて、就労支援課やじょぶ・あらかわと連携し、修了者が働きやすい環境を作る	障がい者が就労訓練により習得した技能等を生かした職場で就労できるよう、訓練修了者の一般就労の選択の幅を拡大させる
	特例子会社への支援を継続し、協力関係を築く	障がい特性に配慮した仕事を確保する
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の就労支援・促進のため重要な事業である。

議会議決 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 山崎	課長名 内線	山形 2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	作業所等経営ネットワーク支援事業 （01-18-05）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 21 年度		根拠		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、販路や受注の拡大、工賃の増収等に取り組むことで、障がい者の社会参加や勤労意欲の向上を図る。				
対象者等	区内福祉作業所（10ヵ所） 内訳：知的4ヵ所・精神5ヵ所・身体1ヵ所				
内容	【概要】 現在、区内の福祉作業所において障がい者の就労に取り組んでいるが、作業の受注の拡大や調整については、各作業所の取り組みでは限界がある。そのため、区内の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを区が行うことにより、利用者が福祉作業所から受取る工賃の引上げに結びつけるとともに障がい者の社会参加を図る。 【業務内容】 ・作業所に仕事を発注する企業等の開拓 ・自主製品の開発及び販路の拡大 ・作業所経営ネットワーク支援会議の開催 ・区内作業所の作業処理能力の調査及びニーズの把握 ・区内作業所を紹介するパンフレットの作成及び頒布				
経過	平成21年度 事業開始 平成23年度 作業所コンサルタント業務委託開始（荒川ひまわり） 平成24年度 作業所コンサルタント業務委託（町屋・小台橋あさがお） 平成25年度 作業所コンサルタント業務委託（荒川ひまわり第2） 最終年度				
必要性	障がい者の勤労意欲の向上及び自立支援を図るため、必要性が高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 平成21年度より作業所等経営ネットワーク支援事業専従の非常勤職員2名を配置し、福祉作業所の支援体制を強化した。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額			0	5,609	5,193	8,627	8,587	8,709
決算額（25年度は見込み）			0	5,070	5,113	8,483	8,508	8,709
人件費等			424	6,071	7,745	2,541	3,304	
減価償却費					6,827	933	1,291	
【事務分担当】（％）			5	225	235	30	40	
合計（＋＋）		0	424	11,141	19,685	11,957	13,103	8,709
国（特定財源）								
都（特定財源）				5,070	5,113	8,448	3,500	3,500
その他（特定財源）								
一般財源		0	424	6,071	14,572	3,509	9,603	5,209
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	区内作業所の平均月額工賃	-	9,750	9,905	10,036	10,581	10,888	12,600

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤2名	4,400	非常勤2名	4,398	非常勤2名	4,398
	共済費	共済費	416	共済費	429	共済費	633
	旅費	発注企業開拓	167	発注企業開拓	181	発注企業開拓	178
	委託料	作業所コンサルタント委託	3,500	作業所コンサルタント委託	3,500	作業所コンサルタント委託	3,500

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	区内作業所の平均月額工賃	10,036	10,581	10,888	12,600	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	経済状況の影響を受け、社会全体の求人が減りつつある中で、各作業所が受注する作業も減少傾向にある。また、作業所は受注活動を行うノウハウと人手が不足している現状にある。 各作業所が、消費者ニーズにあった自主製品を独自に開発、生産することが難しい。
他区の実況	（実施 6 区 未実施 16 区） 実施区：台東区・墨田区・江東区・目黒区・北区・足立区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な内容
	区が荒川区内外の企業等を訪問する等して、福祉作業所の仕事を獲得し、作業所間の受注調整を図る	単価の高い作業の受注機会を増やし、作業所の収益を向上させることにより、安定的な作業の確保を行う
	福祉作業所の運営等に精通した経営コンサルタントを派遣し、作業所の経営、自主製作品の販売業務を改善する	オリジナル商品の開発と商品の維持・アップを図る
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	区内の作業所利用者の工賃向上を図る。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障害者地域自立支援協議会運営事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
			担当者名	千葉	内線	2687
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	障害者地域自立支援協議会運営事業費 （01-19-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 20 年度		根拠	障害者総合支援法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障害者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制のネットワークの構築と個別支援をする場として、荒川区障害者地域自立支援協議会を設置する。					
対象者等	すべての区民					
内容	【基本的な考え】 障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者からなる障がい者地域自立支援協議会を設け、ネットワークの構築を図る。					
	【協議会協議事項】 相談機関のあり方、連絡調整 障がい者計画の進捗状況及び評価 事業者、団体、関係機関のネットワーク化 困難事例への対応のあり方の協議、調整 障がい者サービスの基盤整備の検討 就労支援の促進					
	【協議会メンバー】 障がい者団体代表 相談機関職員 就労支援機関 民生委員・児童委員 社会福祉協議会（権利擁護担当者） 特別支援学校教諭 障がいサービス事業者 障がい当事者 医療期間関係者 官公庁					
	【会議】 会議は全大会と支援会議に分け、全体会は年1回程度、支援会議は必要に応じ開催する。 （個別の地域生活を支援するための会議とする。）					
経過	平成20年度 障害福祉計画策定委員会で、自立支援協議会について提案する。 平成22年度 地域自立支援協議会設置（検討） 平成23年度 地域自立支援協議会設置（平成24年3月16日第一回全体会実施） 平成24年度 地域自立支援協議会第一回支援会議開催（平成24年5月9日） 平成25年 4月 法改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法）					
必要性	障がい者が自立した生活を営むことができる地域社会を構築するために、設置する必要がある。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額		403	403	287	467	357	792
	決算額（25年度は見込み）		0	0	0	107	316	792
	人件費等		424	1,629	872	2,964	4,296	
	減価償却費				291	1,089	1,678	
	【事務分担量】（％）		5	20	10	35	52	
	合計（ ＋ ＋ ）	0	424	1,629	1,163	4,160	6,290	792
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
実績の推移	その他（特定財源）							
	一般財源	0	424	1,629	1,163	4,160	6,290	792
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	委員謝礼	104	委員謝礼	251	委員謝礼	610
	旅費			費用弁償	0	費用弁償	12
	需用費	食料費	3	食料費	7	食料費	14
	委託料	介助者委託	0	介助者委託	58	介助者委託	40
						議事録作成	116

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
		-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	関係機関等との連携を図り、事業の円滑な運営に取り組む。

議会議決 （要旨）	
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者プラン策定事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
			担当者名	山崎	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	障がい者計画策定事業費 （01-19-02）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 16 年度		根拠 法令等	障害者基本法第7条の2第3号 「市町村の障害者計画策定に関する指針について」 障害者総合支援法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	障害者基本法に基づく障がい者プラン及び障害者総合支援法に基づく障害福祉計画を策定し、区における障がい者福祉施策の方向性を示す。					
対象者 等	身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳の所持者 平成24年12月31日現在対象者全数 10,187人 （身体障がい者7,628人 知的障がい者1,213人 精神障がい者1,346人）					
内容	荒川区障がい者プラン及び障害福祉計画について、国の指針に基づき定めたサービスの見込量やそれを確保するための方策を見直し、改定する。					
経過	平成11年2月5日 荒川区障害者プラン策定委員会運営要綱制定 平成12年3月 平成12年度から平成17年度までの障がい者プランを策定 平成17年1月～ 障がい者プランのための実態調査実施 平成18年7月 障害者プラン策定委員会設置要綱制定 平成19年3月 平成18年度から平成23年度までの障がい者プランを策定 合わせて、第1期障害福祉計画（平成18年度～20年度まで）を策定 平成20年6月 障害福祉計画策定委員会設置要綱制定 平成21年3月 第2期障害福祉計画（平成21年度～23年度）を策定 平成23年2月 障がい者プランのための実態調査実施 平成24年3月 平成24年度から平成29年度までの障がい者プランを策定 合わせて、第3期障害福祉計画（平成24年度～26年度まで）を策定 平成25年 4月 法改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法）					
必要性	荒川区における障がい者福祉施策の基本となるものであり、策定は必須である。					
実施 方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算 額の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	0	1,213	0	4,116	1,018	0	0
	決算額（25年度は見込み）	0	743	0	2,715	626	0	0
	人件費等	0	3,388	407	2,756	10,163	578	
	減価償却費				1,017	3,732	226	
	【事務分担量】（％）	0	40	5	35	120	7	
	合計（＋＋）	0	4,131	407	6,488	14,521	804	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	4,131	407	6,488	14,521	804	0
実績 の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	障害者実態調査対象者数		1,671		9,300			
	（20年度は障がい者 意向調査対象者数）							

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	策定委員等報酬	616				
	旅費	策定委員旅費	0				
	食料費	策定委員会賄い	10				
	委託料	策定委員身体介護等	0				
	使用料	策定委員会会場使用料	0				

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標		-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題分析)	障害者総合支援法に係る国等の動向を注視する必要がある。							
	他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)						

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	障害者総合支援法の施行による計画への影響等を見据え、適時対応する。	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	親なき後支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	川上	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	親なき後支援事業費（01-21-01）				
事務事業の種類	● 新規事業（○ 25年度 ● 24年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成	24 年度	根拠	障がい者グループホーム等設置促進事業補助金	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	交付要綱、民法、家事事件手続法	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者が、住み慣れた荒川区で暮らし続けることができる環境を整備するため、必要な支援策を検討するとともに、世話人による支援を受けながら暮らすことができるグループホーム（以下「GH」という。）等の充実を図る。				
対象者等	【GH設置促進補助】区内にGH等を設置しようとする社会福祉法人等の公益法人 【成年後見制度利用促進（区長申立による）】判断能力が不十分な知的・精神障がい者のうち、身寄りがいない場合等、当事者による申立てが期待できない状況にある人				
内容	【GH設置促進補助】 障がい者の「生活する場」の確保のため、区内のGH等の整備を促進する。 GH等を新たに設置する場合の経費のうち、東京都補助金の対象外経費に対し、区が補助を実施することにより、設置者のイニシャルコストを軽減し、開設を促進する。 主な対象経費：都補助基準外の備品等購入費、改修工事期間中の家賃・光熱水費、世話人研修費等 基準額：定員1人当たり800,000円 補助率：3 / 4 【成年後見制度利用促進】 区長申し立て 本人に代わり契約行為・財産管理等を行う者又は本人による法律行為を助ける者を選任する成年後見制度について、本人申し立てが困難な場合に区長が後見開始の申し立てを行う。 事務費及び後見料等助成 区長申し立てにより後見開始となった者のうち、生活保護受給者等の低所得者について後見等開始申し込に係る事務費及び後見料の一部を助成する。 上限額：月額30,000円				
経過	平成23年 6月 研究会立ち上げ 平成24年 4月 事業開始 平成25年 7月 成年後見制度における後見料助成事業開始 障がい者就労施設優先調達等検討委員会を設置（予定）				
必要性	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、食事等の日常生活における支援が必要不可欠であり、世話人による支援を受けながら暮らすことができるGH等は必要不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額							11,010	13,500
決算額（25年度は見込み）							0	13,500
人件費等						2,710	2,644	
減価償却費						995	1,033	
【事務分担当】（％）						32	32	
合計（＋＋）		0	0	0	0	3,705	3,677	13,500
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）							0	360
一般財源		0	0	0	0	3,705	3,677	13,140
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	GH誘致数（単位：床）						8	18

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					弁護士謝礼	660
	一般需用費					パンフレット	672
	役務費			成年後見申立費用	0	成年後見申立費用	343
	負担金補助			GH設置促進補助	0	GH設置促進補助	10,800
	扶助費					後見料助成	1,008
	公課費			成年後見費用	0	成年後見費用	17

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	グループホーム等誘致数	-	-	7床	18床	18床	-
	成年後見制度勉強会回数	-	-	2回	3回	4回	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	・荒川区自治総合研究所が実施している調査・研究の内容を踏まえた事業化をしていく必要がある。 ・居住の場としてグループホーム等が必要とされているが、利用に伴う契約行為や金銭管理等の権利擁護についても制度等の周知をしていく必要がある。
	（実施区 未実施 22 区） 国の地域生活支援事業実施要綱を根拠とする成年後見制度申立費用助成を実施している18区の内、後見人等の報酬助成も併せて実施している区が17区。（直営か委託かは区ごとに異なる。）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	荒川区自治総合研究所と連携し、調査・研究を支援する。	荒川区自治総合研究所の研究結果を踏まえた事業を検討する。
	グループホーム等の開設支援とあわせて、成年後見制度の勉強会等を実施する。	居住の場の確保や権利擁護の問題に対応するため、グループホーム等の開設支援や、成年後見制度の勉強会等を実施する。
	成年後見制度周知を目的とするパンフレットを発行する。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を講じる。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	障がい者虐待防止事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
			担当者名	上野	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	障がい者虐待防止事業費 （01-22-01）					
事務事業の種類	● 新規事業（○ 25年度 ● 24年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 24 年度		根拠	障害者虐待の防止、障害者も擁護者に対する支		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	援等に関する法律		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	養護者や福祉施設職員による障がい者虐待の防止、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援を行い、支援等の促進を図る。					
対象者等	虐待を受けた又は受けたと思われる障がい者、その家族、福祉施設従事者等、虐待の通報の担い手としての区民					
内容	平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、区役所障害者福祉課に荒川区障がい者虐待防止センターを設置する。 【虐待の通報受理・事実確認等の体制整備】 虐待の通報や相談を受け、都への報告及び障がい者への必要な支援を行う。 通報・届出・相談 区による事実確認 対応方針会議（弁護士や臨床心理士及び精神科医師による専門的助言） 必要に応じて専門的対応又は緊急一時保護を実施 （成年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト対応含む） 【関係職員の資質向上】 資質向上のための研修等 【広報・普及啓発】 通報義務や救済制度について、区民や関係者等対して広報・啓発を実施する。					
経過	平成24年10月 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行 荒川区障がい者虐待防止センターを、区役所障害者福祉課に設置					
必要性	障がい者が安心して生活するためには、権利擁護と虐待の防止は極めて重要である。					
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額								2,365
決算額（25年度は見込み）								2,365
人件費等							3,304	
減価償却費							1,291	
【事務分担当】（％）							40	
合計（＋＋）		0	0	0	0	0	4,595	2,365
国（特定財源）								1,210
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	0	0	4,595	1,155
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	虐待通報件数						5	8

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					相談弁護士謝礼	980
						講演会講師謝礼	26
	需用費					パンフレット等	912
	委託料					夜間通報ダイヤル開設	441
	使用料					講演会会場使用料	6

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	虐待通報件数		-	-	5件	8件	-	
	-		-	-	-	-	-	-
	-		-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	・ 障害者虐待の通報義務、救済制度等について、広く区民・関係者に周知する必要がある。 ・ 夜間・休日を含め、常時通報に対応できる体制を整えておく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	障害者虐待の現状や通報義務について周知するため、虐待防止パンフレットを作成・配布する。また、虐待予防講演会を実施する。	（平成25年度実績に基づき検討する）
	夜間・休日等、開庁時間外の通報に対応するためのコールセンター（委託）を設置する。	（平成25年度実績に基づき検討する）

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で実施する

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	榎本	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	相談事業費 （01-02-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 48 年度		根拠	身体障害者福祉法31条2	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例	
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	区内在住の障がい児者等の福祉・医療・発達・訓練・教育等に関する相談に応じ適切な問題解決が図られるように援助するとともに、地域での障がい者の社会参加を支援する。また、障がい者に対する理解について地域の人たちへ啓発活動を行う。				
対象者等	心身障がいに係わる相談希望者				
内容	【相談】 一般相談：心身の発達や障がいに関わる健康・療育・訓練・教育等に関わる相談に応じ適切な問題解決が図れるように援助する。 健康相談：医師（整形外科・小児神経科）が直接医学相談に応じる。また、看護師が健康についての相談に応じ、助言を行う。 心理相談：心理判定・評価等を交えながら、適切な助言を行う。 障害児加算に関する判定：子育て支援部・福祉事務所の依頼により、荒川区保育扶助要綱第24条、児童福祉法に基づいた障がい程度・適合性に関する判定を行い報告する。 【サークル育成事業】 高次脳機能障がいや難病等による中途障がい者の地域での自立生活と社会参加の促進を図るため、サークル活動等を支援し、豊かな生活ができるように援助する。（H25.3時点で2サークル） 【地域啓発事業】 施設公開、センターの事業を通して、利用者及び障がい者への理解を深める。また、ボランティア等の受け入れも図っている。				
経過	昭和48年 6月 事業開始 平成13年 2月 障がい者地域自立生活支援センター事業の施行開始。 平成19年 4月 心身障害者福祉センター事業のうち荒川生活実習所及び同福祉作業所の運営を指定管理者へ移行した。このことに伴い心障センターは障害者福祉課の一係となる。 平成21年 2月 エコセンター1階（旧荒川保健所）に移転。				
必要性	気軽に相談できる窓口が身近にあることは、区民サービスの基本である。また、センター専門スタッフの対応により基本的なサービスが実施できるので、より一層効果的な相談が行える。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 1. 相談は福祉職と看護師で対応する。 2. 各サークル等の活動については、各団体の主体性を尊重し、必要な支援を行う。				

予算・決算額の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		2,359	4,948	5,519	5,553	5,557	5,509	6,472
決算額（25年度は見込み）		2,301	4,824	5,357	5,425	5,441	5,366	6,472
人件費等		11,102	11,102	29,028	39,837	22,019	16,059	
減価償却費					25,419	8,086	7,358	
【事務分担当】（％）		130	130	791	875	260	228	
合計（＋＋）		13,403	15,926	34,385	70,681	35,546	28,783	6,472
国（特定財源）		4,525	3,212	506	429	380		
都（特定財源）		2,262	1,612	253	215	190		
その他（特定財源）								
一般財源		6,616	11,102	33,626	70,037	34,976	28,783	6,472
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	一般相談及び医学相談	203	220	229	302	340	308	350
	各サークル活動実施状況	65	55	66	38	34	35	40
	心理相談	113	167	197	303	355	462	500

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤看護師等	4,269	非常勤看護師等	4,269	非常勤看護師等	5,713
	賃金	社会保険料	311	社会保険料	321	社会保険料	530
	一般賃金	臨時職員看護師	632	臨時職員看護師	610	臨時職員看護師	0
	旅費	非常勤職員（旅費）	0	非常勤職員（旅費）	1	非常勤職員（旅費）	3
	需用費	食糧費	3	食糧費	3	食糧費	4
		消耗品等	226	消耗品等	162	消耗品等	222

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	一般相談及び医学相談	302	340	308	350	350	23年度から心理職増員により受入枠増
	心理相談	303	355	462	500	500	23年度から心理職増員により受入枠増
	各サークル活動回数	38	34	35	40	40	

（問題点・課題） （指標分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	生活の質の充実を目指し、サークル支援や情報提供を図ることで、社会参加のメニューを増やす。	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	障害者総合支援法必須事業であり、相談支援事業の充実を図る。

議（要旨） 況（質問） 状	
---------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	機能訓練事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形
		担当者名	石垣	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		機能訓練事業費（01-02-02）			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 48 年度		根拠	障害者自立支援法第77条荒川区立心身障害者福祉センター条例	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	・地域活動支援センター 型事業 身体に障がいのある区民に対し、機能回復訓練、生活訓練、創作活動等を行い、日々の生活の充実と生活力の向上を図り、地域での生活を支援する。 ・健康増進法に基づくリハビリ事業 心身の機能回復を図るために、運動療法・音楽療法などの講座を開催し、障がいの軽減・克服、日常生活の充実、社会参加等への支援を行う。				
対象者等	・区内在住の18歳以上の身体障がい者及び高次脳機能障がい者（原則、介護保険認定者を除く） ・健康増進法に基づく事業は、40歳以上の身体障がい者。				
内容	【地域活動支援センター 型事業】 肢体不自由・聴覚・言語・視覚障がい者向け訓練を半日コースで実施（定員5人） ・肢体不自由：火 午前 1コース/週 ・言語：月・水 午後 2コース/週 ・視覚：火・木 午前・午後 4コース/週 中途障がい者の生活訓練・社会参加プログラムを実施 ・グループワーク（定員8人）月・水・金 午前 ・高次脳グループ（定員10人）月～金 午前・午後 【健康増進法に基づく事業】 リハビリ講習会（定員各コース20人）1コース10回 年間3コース実施				
経過	昭和48年 6月 心身障害者福祉センター開所。指導係訓練部門として発足。 平成12年 4月 介護保険法制度の実施に伴い、機能訓練利用については介護保険サービスを優先とした。 平成15年 4月 機能回復訓練を身体障がい者デイサービス事業として実施。 平成17年 1月 若年中途障がい者対象にグループワークを開始。 平成18年 4月 身体障がい者デイサービスを障害者自立支援法の障がい者デイサービス事業として実施。（利用者負担を3％に軽減） 平成18年 10月 身体障がい者向け機能訓練を障害者自立支援法の地域生活支援事業として実施。（利用者負担額をなしとする） 平成20年 4月 老人保健法が改正され、健康増進法に改められる。（補助方式が間接補助に変更） 平成20年 4月 送迎用リフト付車両による送迎開始。 平成23年 8月 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練事業を開始。				
必要性	障がいの負担軽減・克服・機能維持は、障がいのある人の願いであり、また、地域での自立生活を支援するためにも必要性の高い事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 機能訓練については、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視覚訓練指導員が対応。グループワークについては、社会福祉士・理学療法士・視覚訓練士が対応。高次脳機能障がい者グループは作業療法士・理学療法士・社会福祉士が対応。リハビリ講習会は作業療法士が対応。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		3,284	6,336	6,357	6,310	15,962	13,714	13,656
決算額（25年度は見込み）		3,109	5,600	6,082	3,145	12,563	12,142	13,656
人件費等		7,076	7,076	10,100	16,621	13,974	14,172	
減価償却費					7,117	5,132	5,970	
【事務分担当】（%）		90	90	180	245	165	185	
合計（+ +）		10,185	12,676	16,182	26,883	31,669	32,284	13,656
国（特定財源）		4,356	2,826	1,008		649	607	
都（特定財源）		2,277	2,775	2,536	2,536	3,467	4,501	4,683
その他（特定財源）			250					
一般財源		3,552	6,825	12,638	24,347	27,553	27,176	8,973
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	延べ利用人数	1,462	1,919	1,726	2,130	2,691	2,890	3,000
	在籍人数	95	108	94	90	94	95	95

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬等	非常勤報酬等	7,298	非常勤報酬等	8,348	非常勤報酬等	9,189
	報償費	機能訓練講師謝礼	620	機能訓練講師謝礼	620	機能訓練講師謝礼	620
	旅費	旅費	8	旅費	3	旅費	13
	需用費	消耗品費	395	消耗品費	204	消耗品費	234
	備品購入	オーディオメータ等	1,496				
	扶助費	送迎車両雇上	2,725	送迎車両雇上	2,967	送迎車両雇上	3,600
	役務費	広告料	21				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	訓練在籍人数	90	94	94	95	95	-
	高次脳機能障がい者在籍人数	8	12	12	15	15	23年度より高次脳機能障害に特化したグループ開始
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	高次脳機能障がい者に特化したプログラム等の充実を図る。

議会議決要旨	21年決特 高次脳機能障がい者に対する支援について 21年四定 高次脳機能障がい者の社会復帰施設機能の充実について
--------	--